

佐賀県職員の給料その他の給与支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年三月十八日

佐賀県人事委員会

委員長 馬 場 昌 平

佐賀県人事委員会規則第三号

佐賀県職員の給料その他の給与支給規則の一部を改正する規則

佐賀県職員の給料その他の給与支給規則（昭和三十二年佐賀県人事委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

第二十一条の二第四項を削り、同条第五項中「前四項」を「前三項」とし、同項を同条第四項とする。

様式第二号の備考の8中「第1項勤務（日曜日又はこれに相当する日の勤務を除く。）及び第3項勤務の合計時間数」を「時間外勤務」と改める。

附 則

この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。